8　資格審査結果の通知
　資格審査の結果は、特定建設工事共同企業体資格認定通知書により通知する。
9　その他
⑴　共同企業体の名称は、「○○○・△△△・××（会社名等）特定建設工事共同企業体」とする。
⑵　共同企業体の資格審査申請をする者は、併せて支出負担行為担当官沖縄総合事務局開発建設部長宮津智文が公告する入札参加資格の認定を受けること。
⑶　申請手続について不明な点があれば、次に照会すること。
　5⑵に同じ

競争参加者の資格に関する公示

①Ｒ８国道15号品川駅西口基盤整備橋梁上部他その１工事、②Ｒ８国道15号品川駅西口基盤整備橋梁上部他その２工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
　令和８年11月13日
　　関東地方整備局長　西澤賢太郎
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11
1　工事名
①　Ｒ８国道15号品川駅西口基盤整備橋梁上部他その１工事（以下、「①工事」という。）
②　Ｒ８国道15号品川駅西口基盤整備橋梁上部他その２工事（以下、「②工事」という。）
（①工事、②工事共に電子入札対象案件）
（①工事、②工事共に電子契約対象案件）
2　工事場所
①工事　東京都港区高輪３丁目地先
②工事　東京都港区高輪３丁目地先
3　工事内容
①工事
　橋種：鋼３径間連続鋼床版箱桁橋
　橋長：55.5～57.7m
　最大支間長：25.9m
　工場製作工　１式　桁製作工　約1900ｔ　工場製品輸送工　１式　鋼橋架設工　１式　架設工（クレーン架設）１式　支承工　２個
　橋梁現場塗装工　約550㎡　橋梁付属物工　１式　排水装置工　１式　付属物工　１式　鋼橋足場等設置工　１式　鋼製橋脚工　１式　舗装工　１式　道路付属施設工　１式　仮設工　１式
　指定部分１　工場製作工、工場製品輸送工
　指定部分２　工場製作工、工場製品輸送工
②工事
　橋種：鋼３径間連続鋼床版箱桁橋
　橋長：58.2～66.0m
　最大支間長：51.9m
　工場製作工　１式　桁製作工　約1600ｔ　工場製品輸送工　１式　鋼橋架設工　１式　架設工（クレーン架設）１式　支承工　１個
　橋梁現場塗装工　約360㎡　橋梁付属物工　１式　排水装置工　１式　付属物工　１式　鋼橋足場等設置工　１式　鋼製橋脚工　１式　舗装工　１式　道路付属施設工　１式　仮設工　１式
　指定部分１　工場製作工、工場製品輸送工
　指定部分２　工場製作工、工場製品輸送工
4　申請の時期
　令和８年11月13日から令和８年12月９日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）。
　なお、令和８年12月10日以降当該工事に係る開札の時まで（日曜日、土曜日、及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
5　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、関東地方整備局ホームページ（https://www.ktr.mlit.go.jp）から入手するものとする。
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付して電子入札システムにより提出すること。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとし、申請書の提出方法等は、入札説明書による。
①　特定建設工事共同企業体協定書（甲）（６⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。
②　６⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（令和８年11月13日付け支出負担行為担当官関東地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式－２を使用すること。
⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
6　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査
　「競争参加者の資格に関する公示」（令和８年３月31日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和８年３月31日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑤までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、令和８年３月31日付け公示６の（建設工事）⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。
⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２社または３社の組合せとする。
①　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
②　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者（①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
③　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚発第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
④　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑤　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、令和８年12月９日において次の要件を満たすものとする。
①　平成23年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））
㋐　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上。）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事であること。ただし、いずれの場合も橋を構成する主要な部材が鋼であること。
㋑　橋梁型式が鈑桁橋・単純箱桁橋を除く鋼橋であること。ただし、鋼床版箱桁橋は施工実績としてよい。
㋒　最大支間長が40m以上の工事であること。
　ただし、上記㋐～㋒は同一工事であること。
　ただし、申請できる同種工事の施工実績は１件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。
　なお、特定建設工事共同企業体にあっては、すべての構成員が上記の施工実績を有すること。